

事業報告書(様式)

1 借受・転貸状況

(1)27年度の借受・転貸面積

	3月末までに権利発生したもの (※2)	左記以外で3月末までに公告したもの (※3)
借受面積	2143.23	
転貸面積(※1)	2234.84	
うち新規集積面積(※1)	757.91	—

※1:「転貸面積」、「うち新規集積面積」には、過年度に機構が借り入れて、当年度に転貸したものを含む。

「うち新規集積面積」には、特定農作業受託により既に扱い手が農作業を行っていた農地は含まれない。

※2:過年度に農用地利用集積計画を公告したもので、当年度に権利発生したもの及び

過年度に農用地利用配分計画を認可公告したもので、当年度に権利発生したものを含む。

※3:当年度の3月末までに公告し、翌年度に権利発生するものを記載すること。

なお、公告は、「借受面積」については、農用地利用集積計画を公告したもの、

「転貸面積」については、農用地利用配分計画を認可公告したものとする。

(2)累計(28年3月末時点)

	累計 (ストック)
借受面積(①)	2,650.58
うち転貸面積(②)	2,642.78
うち新規集積面積	811.13
うち機構が管理している面積	7.81
うち作業委託で管理している面積	0.00
うち条件整備中の面積	0.00
転貸率②/①	99.7%

※3月末までに権利発生したものを記載すること。

2 転貸先の状況(平成27年度事業分)

転貸先	経営体数	転貸面積
(1)地域内の農業者	327	2,234.84
①認定農業者	179	1,885.58
うち個人	96	269.86
うち法人	83	1,615.72
うち企業	1	0.35
②認定新規就農者	14	19.86
③基本構想水準到達者	134	329.40
④今後育成すべき農業者	0	0.00
⑤認定農業者等以外の農外から参入した企業	0	0.00
⑥その他	0	0.00
(2)地域外からの参入者	0	0.00
うち法人	0	0.00
うち企業	0	0.00
新規参入		
①個人	10	6.83
②法人	5	12.26
うち企業	4	11.74
(1)+(2)の合計(※2)	327	2,234.84

転貸を受けた者の農地の状況	転貸前	転貸後
平均経営面積	11.34	13.51
平均団地(連続して作業ができるほ場)数	10.03	11.49
1団地の平均面積	1.13	1.18

※1: 担い手の範囲には集落営農経営も含めるが、転貸先とはならないため、本表では不掲載。

※2: 経営体数の欄は、複数地域で農地の転貸を受け、各地域で計上され重複している経営体であっても、1つの経営体としてカウントすること。

3 担い手への集積の状況

	機構設立前	最新時点
耕地面積(※)(①)	75,800	75,000
担い手の利用面積(②)	14,311	16,499
担い手への集積率 ②/①	0.189	0.220

※農林水産統計の各都道府県の「耕地面積」を用いること。

4 市町村別(又は地域別)の借受・転貸状況及び担い手への集積の状況

別表のとおり

5 経費等の状況(27年度事業分)

単位:千円

賃料支払	11,187
賃料収入	9,682
差引賃料支払	1,505
	0
管理・保全費支払	0
条件整備費支払 (土地改良区への支払)	0
運営費支払	120,351
業務委託支払	28,830
合計	150,686
单年度借入面積1ha当たりの単価(千円)	70.3
累計借入面積1ha当たりの単価	106.4

条件整備費借入	0
新規借入	0
返済	0
借入残額	0

6 優良事例

(1)効率的・効果的に進んでいる市町村・地域の例とその要因

別紙のとおり

(2)機構自身の創意工夫

別紙のとおり

(別 表)

市町村 (又は細分化)	機構 借受面積 (ストック) ①	機構 転貸面積 (ストック) ②	②/①	耕地 面積 ③	担い手 利用面積 ④	④/③
神戸市	6.67	6.67	6.7	4,440	906	20.4
宝塚市	0.69	0.69	0.7	391	38	9.7
三田市	86.16	84.56	84.6	2,060	401	19.5
猪名川町	10.41	10.41	10.4	435	39	9.0
明石市	0.00	0.00	0.0	452	82	18.2
加古川市	100.27	111.43	111.4	2,440	579	23.7
高砂市	0.00	0.00	0.0	272	3	1.1
稲美町	18.08	23.65	23.7	1,610	399	24.8
西脇市	20.64	20.64	20.6	1,150	198	17.2
三木市	19.18	19.18	19.2	3,110	495	15.9
小野市	57.57	57.57	57.6	2,340	459	19.6
加西市	201.06	227.94	227.9	3,690	1,267	34.3
加東市	40.65	40.65	40.7	2,890	375	13.0
多可町	41.50	41.50	41.5	1,430	281	19.6
姫路市	423.62	426.56	426.6	4,760	827	17.4
市川町	70.03	70.03	70.0	898	448	49.8
神河町	106.32	106.32	106.3	745	306	41.1
福崎町	66.07	66.07	66.1	737	235	31.9
たつの市	204.30	239.78	239.8	2,960	781	26.4
相生市	25.95	25.95	25.9	496	182	36.7
赤穂市	6.82	6.82	6.8	863	301	34.9
宍粟市	59.57	59.57	59.6	2,320	278	12.0
上郡町	45.37	45.37	45.4	912	540	59.2
佐用町	54.88	54.88	54.9	1,950	361	18.5
太子町	13.38	13.38	13.4	468	59	12.6
豊岡市	276.73	273.67	273.7	5,010	1,339	26.7
新温泉町	52.08	49.94	49.9	1,180	218	18.5
香美町	0.46	0.46	0.5	1,550	107	6.9
養父市	25.20	25.20	25.2	1,520	164	10.8
朝来市	3.65	3.18	3.2	1,750	696	39.8
篠山市	35.89	35.89	35.9	4,400	669	15.2
丹波市	26.54	43.92	43.9	5,640	761	13.5
洲本市	6.71	6.71	6.7	2,510	628	25.0
南あわじ市	1.24	1.24	1.2	3,790	1,405	37.1
淡路市	35.00	35.00	35.0	3,240	672	20.8
県計	2142.69	2234.80	104.3	74,409	16,498.7	22.2

※農業振興地域がなく、かつ担い手への集積もない尼崎、西宮、芦屋、伊丹、川西の5市と播磨町は記載せず。

別紙

- (1) 効率的・効果的に進んでいる市町・地域の例とその要因
別添のとおり。

(2) 機構自身の創意工夫

- ① 年間を通じた効果的な広報活動の推進

農家、集落及び農業参入をめざす企業等に対し、パンフレットを配布するとともに、シンポジウムや県域及び地域において各種説明会等を開催し、制度の周知、普及啓発を積極的に行った。

ア 借受希望者への広報

借受希望者の募集を県下に広く広報するため、①新聞広告掲載や②ラジオCM告知、③機構幹部のラジオ番組出演によるPR、④県・公社共同の知事からの記者発表、⑤県・公社・市町ホームページ掲載、⑥県・市町広報誌掲載、⑦県・市・農業関係団体での資料配布、⑧前年度借受希望者へのDM送付など各種広報媒体を最大限活用し広報を実施した。

イ シンポジウムの開催

農業者、集落営農組織、農業参入をめざす企業に加え、農業関係団体・市町・県等の関係職員に対し、事業趣旨、推進方向の理解促進のためシンポジウムを開催した。

ウ 地域等説明会の開催

農地集約推進員を中心に各地域で事業趣旨・制度の説明会等を開催した。

エ 市町等説明会の開催

事業趣旨・制度に加え、農地中間管理事業を効率的かつ円滑に推進するため、市町に委託する業務等について説明会を開催した。

オ 啓発パンフレットなどの資材の作成・配布等

事業の啓発を行うためのパンフレット等啓発資材を作成し、農家、集落営農法人、市町、JA等に配布し制度周知を行った。

② 担い手への貸出可能農地の明確化

ア 貸出可能農地の農業参入企業等への紹介

各農地管理事務所で把握しているまだマッチングする担い手が決まっていない貸出可能農地を、「貸出可能農地リスト」として取りまとめ、平成28年3月に開催された企業参入セミナー等で情報提供を行った。

③ 事務処理に係る負担改善のための仕組みの導入

ア 農地中間管理事業の推進体制の充実

－県と機構(兵庫みどり公社)が一体となった推進体制を構築－

- i 機構の指定を受け、兵庫みどり公社に専任の役員(副理事長)を配置し、部長、課長、担当職員を県から派遣
- ii 県(本庁)担当課長以下、職員を公社職員として併任
- iii 県出先事務所を農地管理事務所として位置づけ、幹部職員を公社職員として併任
- iv 農地管理事務所と本社(H27 から)に常勤の農地集約推進員を配置

イ 事務処理に係る負担改善のための仕組みの導入

農地中間管理事業事務の効率化を図るため、システム開発会社と共同で、農地マッチング、契約事務、帳票管理等を一体で登録・管理する「農地中間管理機構業務システム」を開発し、平成 27 年 8 月に機構本社、各農地管理事務所に導入した。

また、市町段階での導入を進めるため、システム運用ブロック研修会を開催(平成 27 年 9 月 : 県内 4 ブロック)し、各市町にシステムの配付を行った。

農地中間管理事業の取組事例

【神戸市 北区長尾町上上津地区】

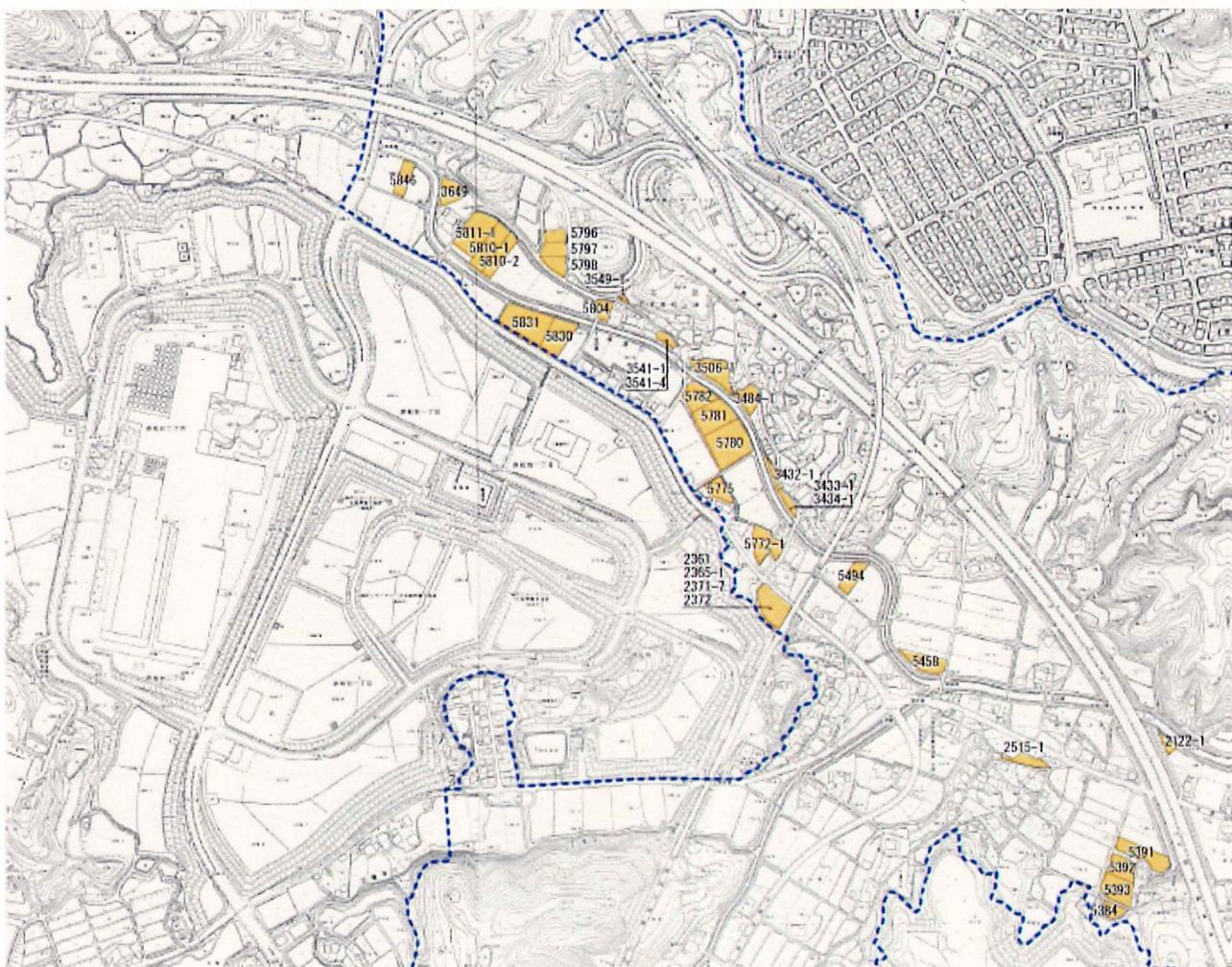
神戸農地管理事務所

地区の概要	神戸市北区長尾町上上津地区は、ニュータウンや産業団地などの大規模開発が行われている地域に隣接した、ほ場整備もほぼ完了し、水稻主体の経営が行われている。 また、当地区で営農する専業農家は、高齢化が顕著となってきており、地域農業を守る担い手の育成が課題となっていた。 <農地面積>32.8ha <農家戸数>51戸
きっかけ	【地元農家と連携】 地元農家と(株)神明が中心となって設立した農業法人「(株)こうべファーム」から農地借受希望申し込みがあり、機構が直接的な対応を行ったことがきっかけとなった。
貸付先	(株)こうべファーム
経営面積	5.0ha
貸付面積	3.1ha
工夫・ノウハウ	【関係機関との連携が実を結ぶ】 当該集落をモデル地域として位置づけ、神戸市・神戸市農業委員会・JA・県・機構等各機関が共通認識を持ち、連携体制を構築し、推進している。 機構は農会長・農地貸付予定者・(株)こうべファーム役員等、関係者による会合を設定し、機構事業の詳細説明および理解促進に努めた。 神戸市は当該集落から「人・農地プラン」作成の相談を受け、集落説明会を実施、合意形成を支援した。
成果	人・農地プランが作成(H27.3.9)され、(株)こうべファームが中心経営体として位置づけされた。 将来の農地利用のあり方については、中心経営体に集積・集約化を図り、集落内の農地は機構に貸し付けていくことで合意形成された。 中心経営体である(株)こうべファームは平成30年度には4.2haまで農地集積を行い、水稻栽培に加え、多品目生産に取り組むことを目標としている。

(図面)

活用後

株式会社こうべファームに集積・集約した農地



農地中間管理事業の取組事例

【猪名川町 笹尾・清水・清水東地区】

阪神農地管理事務所

地区の概要	<p>猪名川町のほぼ中央部に位置し、3つの河川水源と、1つのため池水源のもと、水田において、水稻とそば、野菜を生産する地域。ほ場未整備地域であり、用排水路も老朽化していたため、荒廃地の解消と生産性の向上を目標に、笹尾、清水、及び清水東地区のうち 10.7ha をほ場整備した。</p> <p>平成 19 年に笹尾・清水・清水東営農組合を設立、平成 26 年 2 月に農事組合法人化し、「担い手の確保」と「地域の農地は地域で守る」という認識のもと農業経営に取り組む地域。</p> <p><農地面積>10.7ha <農家戸数>47 戸</p>
きっかけ	<p>【集落営農の法人化】</p> <p>農業用設備への無駄な出費を抑え、収益の上がる農業を目指し、農地の維持管理と農業の発展を図るために、集落営農の推進と営農組合の法人化に取り組んだ。</p> <p>法人化をきっかけに作業性と収益性の向上を図る必要性を検討していた際に阪神農林振興事務所より農地中間管理事業の制度と事業活用の提案を受け、人・農地プランの見直しについて組合員で話し合いを進め、合意形成を図った。</p> <p><人・農地プラン> 新規 平成 26 年 2 月 見直し 平成 27 年 3 月</p>
貸付先	農事組合法人スリーエス営農組合 【平成 26 年 2 月設立】
経営面積	農事組合法人スリーエス営農組合 10.4ha
貸付面積	10.4ha (平成 27 年 12 月)
工夫・ノウハウ	<p>【組合員の相互の共助の精神で合意形成】</p> <p>法人化設立に合わせ「地域の農地は組合員の相互の共助と担い手の育成に努め、作業性・収益性の向上に努めていく」ことで合意形成が図られた。</p>
成果	法人化と農地の集積による大型農機具の導入に伴い、個々による農業用機械への投資の抑制と経営の安定につながった。

(図面)

活用後

農事組合法人スリーエス営農組合に集積・集約した農地（緑色）



農地中間管理事業の取組事例

【加古川市 宮前地区】

加古川農地管理事務所

地区の概要	加古川市の西部で市街地に近い都市近郊に位置し、ため池を水源とし、水田で水稻、麦を中心に生産する地域である。 水利の改善と生産性向上のため平成13年度には場整備を実施している。 平成3年度に営農組合を設立し組織活動していたが、より安定的に農業を行うため、平成24年1月に農事組合法人みやまえ営農を設立して、農地を集積し農業を行っている。 <農地面積>40ha <組合員数>92名
きっかけ	【集落営農の法人化】 平成24年1月には法人化した後、加古川市内でいち早く人・農地プラン作成に取組み、機構から農地中間管理事業の制度と事業活用を受け、H26から法人へ農地を集積している。
貸付先	農事組合法人みやまえ営農 (設立: 平成24年1月)
経営面積	農事組合法人みやまえ営農 21.9ha 農作業受託 15.2ha
貸付面積	平成26年度 13.67ha 平成27年度 8.25ha 合計 21.92ha
工夫・ノウハウ	【加工用キャベツ栽培などの複合経営】 (1) 水稻 7.6ha 大麦 14.4ha 黒大豆 3.0ha、加工用キャベツ 2.6ha コスモス 2.0ha スイートコーン、じゃがいもを栽培し、農作業受託 15.2ha も行っている。 (2) 水稻では、緑肥「ヘアリーベッチ」を活用した無化学肥料栽培の実施。環境創造型農業として、ひょうご推奨ブランドをH24年7月取得 (3) 集落営農法人として野菜栽培の取組 加工用キャベツを機械化一貫体系により栽培 (4) 都市住民との交流イベントの開催 スイートコーン、ジャガイモ、エダマメの収穫体験やコスモス祭を開催し都市と農村交流活動を実践
成果	(1) 法人の貸借期間が長期であるため、高性能機械の導入や施設の整備を実施することができた。 (クローラ型トラクター、8条田植機、6条自脱型コンバイン、ミニライスセンター等) (2) 法人化し農地が集約できたことで、計画的な作付が出来、農作業がスムーズになった。

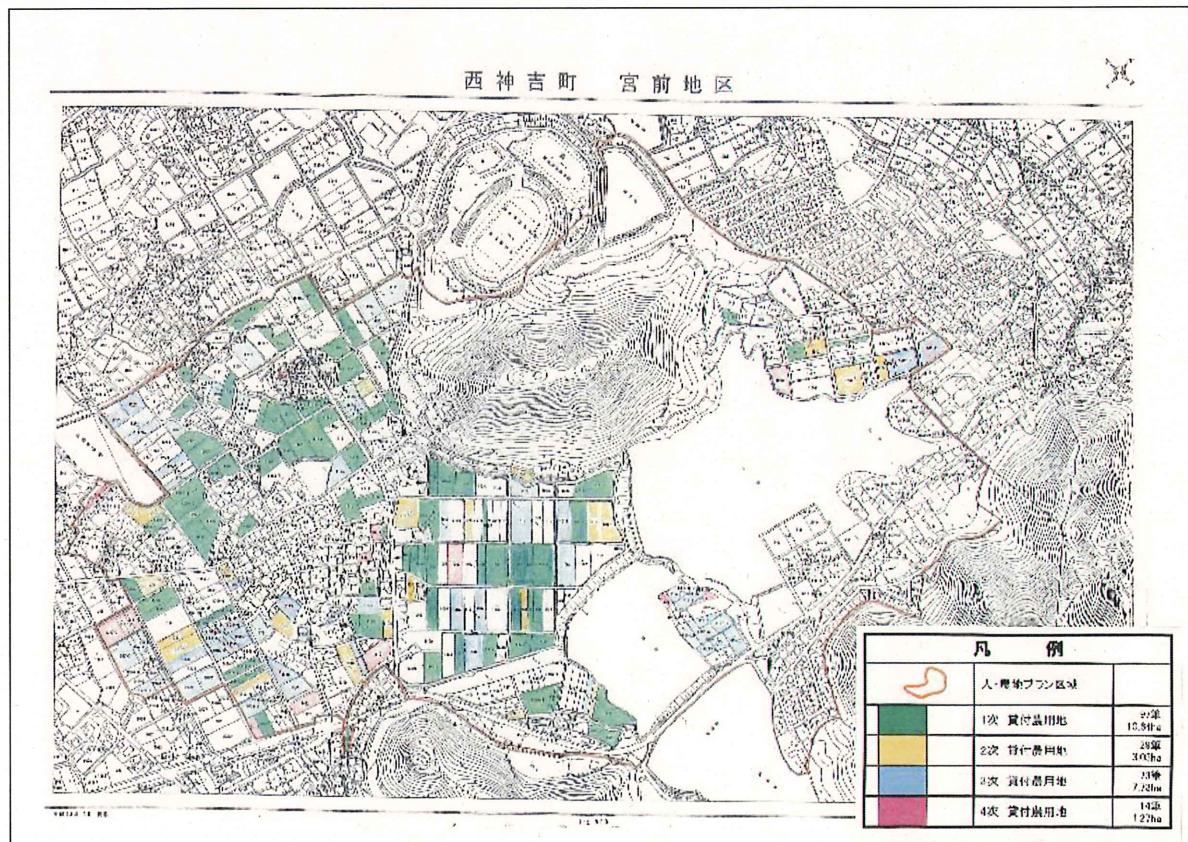
(図面)

活用後

宮前地区の農地を順次、農事組合法人みやまえ営農に集積・集約

集積:貸付 実績 21.92ha

平成 26 年 12 月貸付	10.64ha
平成 27 年 3 月貸付	3.03ha
平成 27 年 11 月貸付	7.62ha
平成 27 年 12 月貸付	0.63ha



農地中間管理事業の取組事例

【多可町 加美区多田地区】

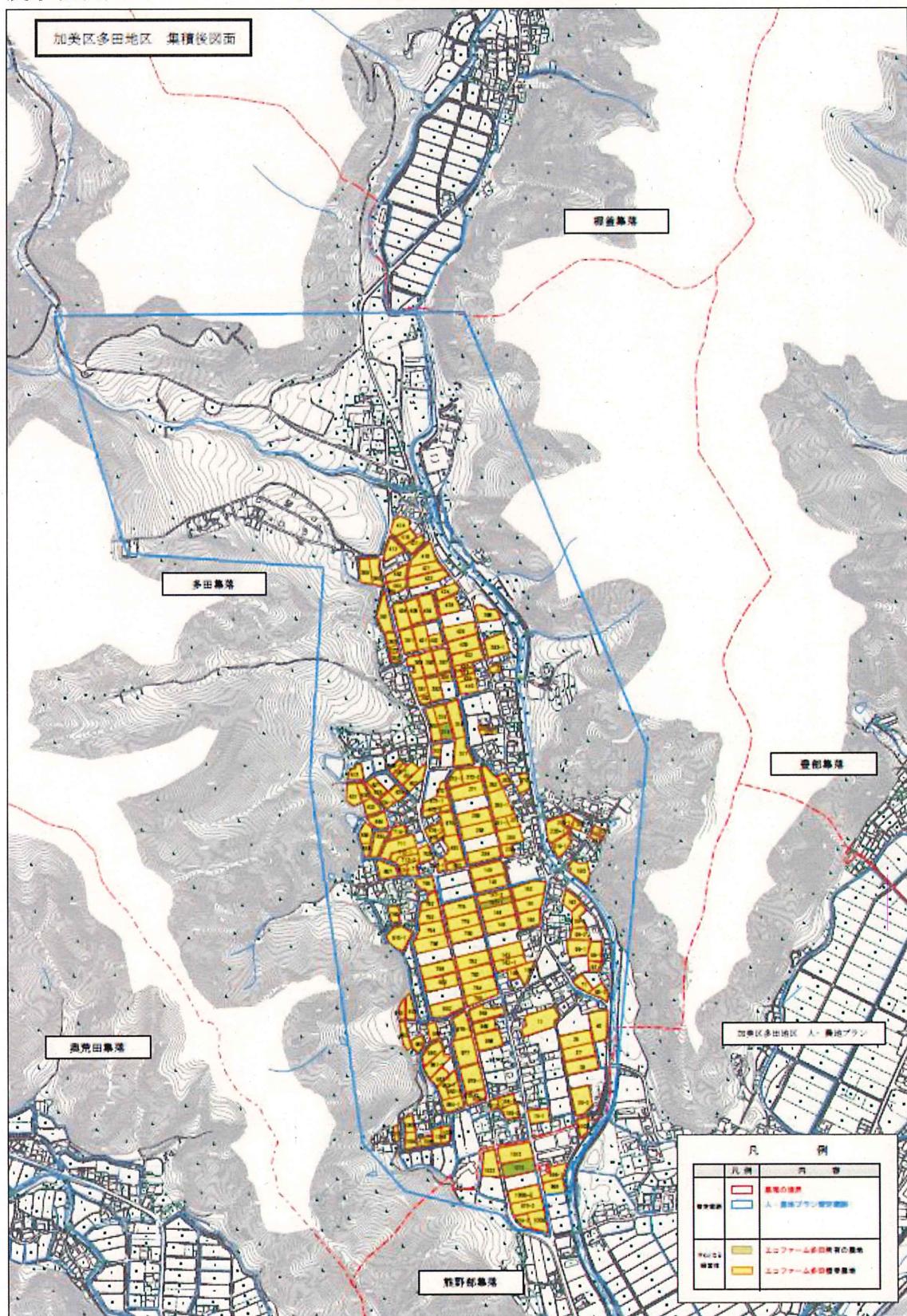
加東農地管理事務所

地区の概要	多可町の北部に位置し、水稻「コシヒカリ、山田錦」と黒大豆を主体とした農業を行っている地域である。 近年、離農者の増加や高齢化が進み、遊休農地も増加傾向にある。 <農地面積> 36ha <農家戸数> 40戸
きっかけ	【人・農地プランの策定】 加美区多田地区では、担い手の高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念される中、集落の農地を自ら守るために、平成19年に集落営農法人である「農事組合法人エコファーム多田」が設立された。 さらに、当法人による地域の農地を守るための役割の明確化、農地の集積・集約による経営の充実をはかるなど、当該地域の営農の将来図をまとめた「多田集落人・農地プラン」を平成25年に策定し、翌平成26年には、農地中間管理事業による農当法人への農地の集積・集約に取り組んだ。
貸付先	農事組合法人エコファーム多田
経営面積	24.8ha
貸付面積	23.0ha
工夫・ノウハウ	【賃料を水張面積で算定】 多田地区人・農地プランの範囲には多田集落に加え一部、隣接する熊野部集落が含まれている。また、集約を行う200筆の農地には一部に、ほ場整備未整備田が含まれているうえ、畦畔が高く、法面勾配が多くの面積を占め、賃借料を一定に定めることが困難であったが、関係者の度重なる協議を経て、賃借料の基準となる面積をすべて「水張面積」を用いることで、地域内の合意を図ることができた。
成果	農地の集積・集約による生産コストの削減が図られている。 地域の遊休農地の発生防止に貢献している。

(図面)

活用後

農事組合法人エコファーム多田に集積・集約した農地



農地中間管理事業の取組事例

【姫路市 宮内地区】

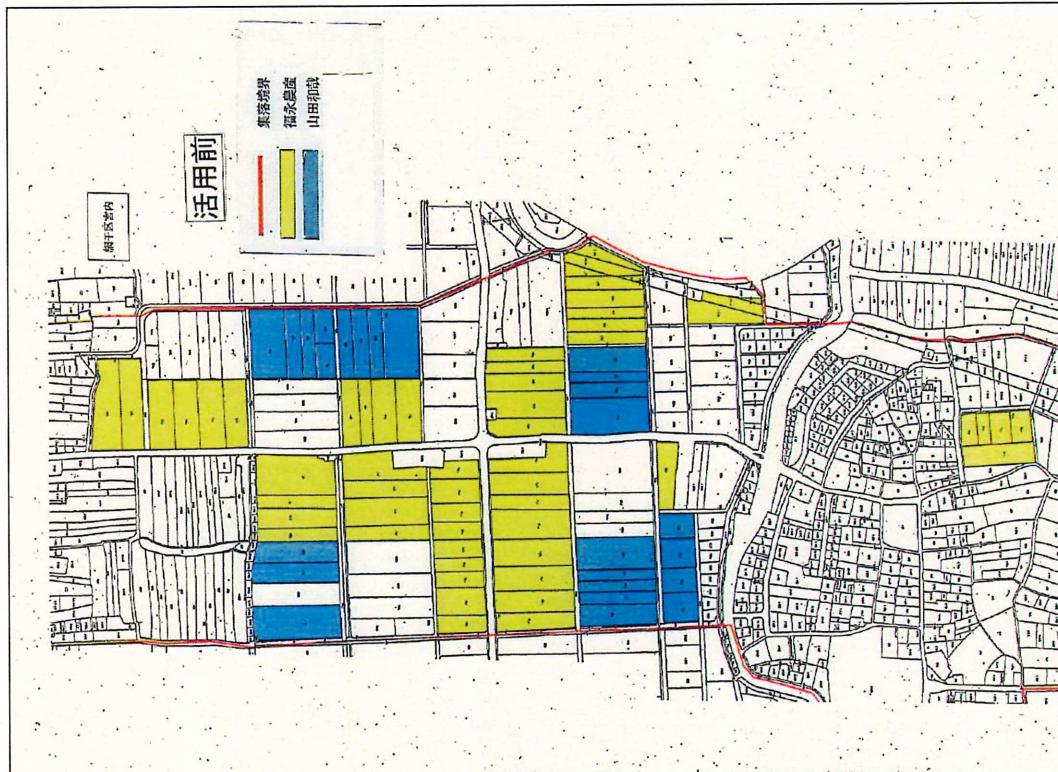
姫路農地管理事務所

地区の概要	<p>姫路市の南西部、市街化区域に囲まれた水田農業地帯である平成2年に、1区画が60～80アールの圃場整備が完了</p> <p>ロックローテーションによる集団転作に取り組む関係上から宮内営農管理組合を設立して、集落内の農地を全て組合が預かり、耕作者に再配分する仕組みを確立した。</p> <p>転作は、当初営農管理組合がレンゲを作付けしていたが、市かJAの斡旋で集落外の大規模農家に小麦・大豆の栽培を委託するようになった。また、水稻についても、徐々に別の大規模農家に委託するようになっていた。</p> <p><農地面積> 29.2ha <農家戸数> 72戸</p>								
きっかけ	<p>【大規模農家の撤退後の農地利用の調整】</p> <p>大規模農家Kが高齢により撤退、農家Bが規模拡大を志向、そこに市から参入企業Iを紹介され、農地中間管理事業の活用も含めて、集落内で話を進めていた。</p> <p>企業Iが不参入を表明。その後、機構から企業Yを紹介された。これまでに当地区と付き合いのあった企業Fも含めて4者で農地を集積・集約する方向で調整を進めた。</p> <p><人・農地プラン> 平成27年4月原案作成 平成28年2月修正・決定</p>								
貸付先	<p>認定農業者A（地区外の大規模農家）・・・水稻・小麦・大豆 規模拡大志向農家B（地区内の兼業農家）・・・水稻 新規参入企業Y（地区外・姫路市内の建設業）・・野菜 新規参入企業F（地区外・姫路市内の青果業）・・れんこん</p>								
経営面積	<table> <tbody> <tr> <td>認定農業者A</td> <td>31.2ha (集約化。地区外を含む)</td> </tr> <tr> <td>規模拡大志向農家B</td> <td>4.7ha → 5.7ha</td> </tr> <tr> <td>新規参入企業Y</td> <td>0 → 1.6ha</td> </tr> <tr> <td>新規参入企業F</td> <td>0 → 1.6ha</td> </tr> </tbody> </table>	認定農業者A	31.2ha (集約化。地区外を含む)	規模拡大志向農家B	4.7ha → 5.7ha	新規参入企業Y	0 → 1.6ha	新規参入企業F	0 → 1.6ha
認定農業者A	31.2ha (集約化。地区外を含む)								
規模拡大志向農家B	4.7ha → 5.7ha								
新規参入企業Y	0 → 1.6ha								
新規参入企業F	0 → 1.6ha								
貸付面積	16.6ha (平成27年11月) 集積率57パーセント								
工夫・ノウハウ	<p>【貸付先の栽培品目に合わせた農地の集積・集約】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農会長（兼農業委員）の強いリーダーシップと、集落の役員のしっかりととした協力体制があった。 アンケート調査等により農地中間管理事業の活用を集落内の農家に徹底させた。 貸付先の栽培作物に合わせた農地の集積・集約化。 								
成果	<ul style="list-style-type: none"> 集落内の農地を5エリアに分けて担い手に集積。 今年も2戸が離農。毎年、人・農地プランの見直しを図り、当地区の中心経営体に集積していく見込み。 								

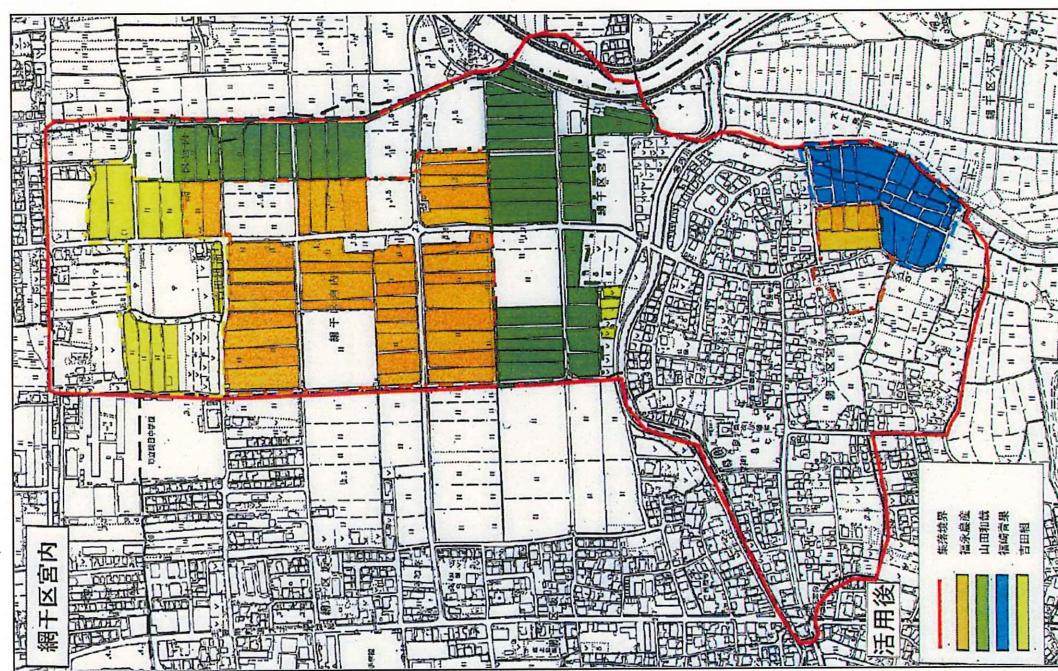
(図面)

新たに参入企業を迎える、それぞれ栽培品目にあつた農地のエリア分けを行った。

活用前



活用後



農地中間管理事業の取組事例

【太子町 岩見構下地区】

光都農地管理事務所

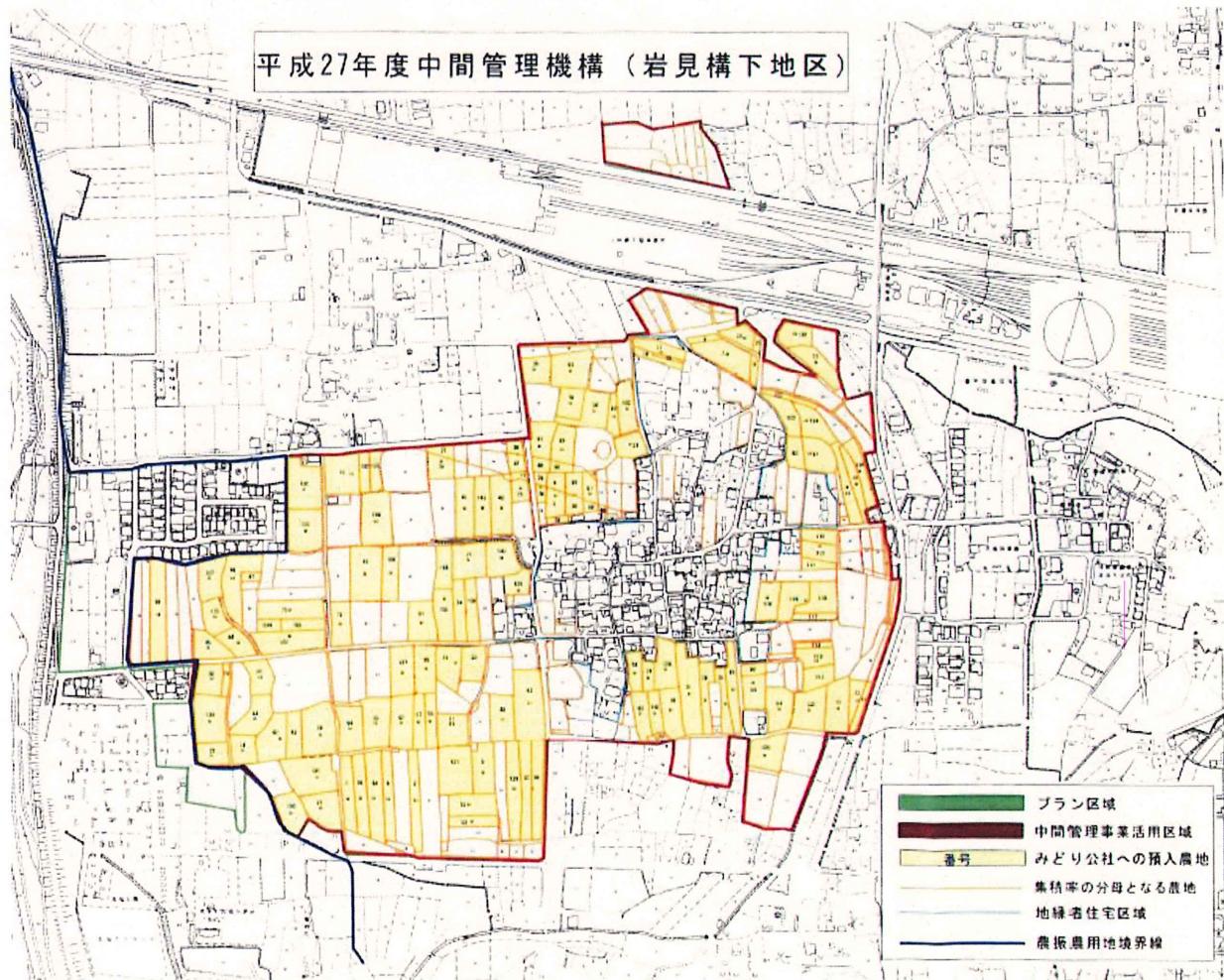
地区の概況	太子町の西部に位置した平地で、水田において水稻・小麦を主体とした農業生産を行っている。 同地区ではほ場整備事業が平成29年に採択目標であり、工事が平成30年～33年度にかけて実施されることになっている。 <農地面積> 23.6ha <農家戸数> 40戸
きっかけ	【地域の問題意識】 従来、岩見構下生産組合（特定農業団体）がブロックローテーションにより小麦を栽培していたが、ほ場整備事業の実施と併せ、農地の集積・集約による効率化を図るために、平成27年3月に人・農地プランを策定した。 さらに、平成27年4月に法人化を行い、農事組合法人岩見の里営農組合を設立し、農地中間管理事業を活用した集積・集約化を実施した。 <人・農地プラン> 新規：平成27年3月 見直し：平成28年3月
貸付先	営農組合法人1組織
経営面積	営農組合法人 0ha → 13.3ha
貸付面積	13.3ha（平成28年5月）
工夫・ノウハウ	【町、地域リーダーによる牽引】 (1) ほ場整備の実施と併せ、町・普及センター・農林振興事務所（集落営農育成員）、土地改良センターの連携指導により、集落営農組織の法人化を進めた。 (2) 人・農地プラン作成における集落の話し合いにより、営農組合組織を中心経営体に位置づけ、集積・集約を推進することを再確認した。 (3) 営農組合の法人化に合わせ、補助事業を活用して大型トラクターを導入し、作業性・収益性の向上を図っている。
成果	(1) 人・農地プラン策定・見直しの話し合いや農地中間管理事業の活用により、集落における集落営農組織（法人）の担い手としての位置づけが一層明確になった。 (2) 人・農地プランによる中長期ビジョン、ほ場整備事業による生産性の効率化、農地中間管理事業による農地の集積・集約のそれぞれのメリットを生かして、集落農業の維持・発展を推進する方向性を決めることができた。 (3) ほ場整備事業と連動し、担い手である集落営農法人への農地集積率の向上が段階的に図られる。

(図面)

活用後

黄色にぬられた農地が農地中間管理機構を通じて、農事組合法人岩見の里営農組合に貸し出された農地。

今後も段階的に集積率の向上が進められる。



農地中間管理事業の取組事例

【新温泉町 畑ヶ平地区】

豊岡農地管理事務所

地区の概要	標高 1,000m の山間地において、農地開発された畠地帯で、冷涼な高原の気候を利用した夏大根を生産している。 複数集落の農家が農地を所有し、畠ヶ平高原地区に住居が無いため片道 40 分をかけて高原まで通勤している。 〈農地面積〉 33.7ha 〈農家戸数〉 6 戸
きつかけ	【人・農地プランの策定】 畠ヶ平高原地区においては、以前から新温泉農業改良普及センターが高原野菜（夏大根）の栽培技術指導にかかわっており、人・農地プランの策定、農地中間管理事業の活用を新温泉町へ働きかけたのがきっかけで、町、普及センター、農林振興事務所が連携し、集落、農地所有者、生産組合へ入り地域で話し合いを進め事業の推進を図った。 〈人・農地プラン〉 新規：平成 26 年 12 月 見直し：平成 27 年 12 月
貸付先	農事組合法人畠ヶ平農業生産組合
経営面積	農事組合法人畠ヶ平農業生産組合 33.7ha
貸付面積	33.7ha (平成 27 年 8 月)
工夫・ノウハウ	【共同作業から農業経営へ】 複数集落の農家がそれぞれ分散した農地を利用していったことから、作業性・生産性の向上を図るため、各集落単位ではなく、畠ヶ平高原を単位とした人・農地プランを作成した。 これにより、農事組合法人畠ヶ平農業生産組合は、従来の共同出荷調整作業のみならず、販売も含めた農業経営を展開することとなった。
成果	各農家が構成員である農事組合法人に利用権を一元化することで合意が得られ、地域内の農地（33.7ha）すべてが農地中間管理機構を通じて転貸された。 その結果、合計 5 つの団地（1 団地あたりの平均面積：6.74ha）が形成され、中山間地域における農地の集積・集約化の 1 つのモデル事例となった。

(図面)

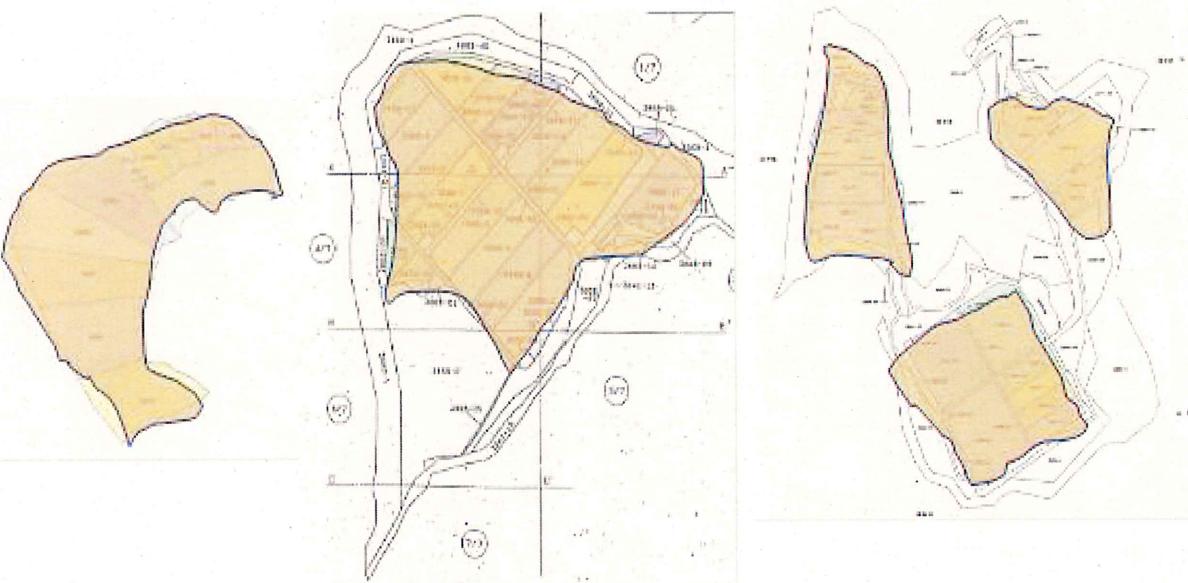
従前は、6戸の農家が分散した農地でそれぞれが、営農を行っていた。

農地中間管理事業を活用し、すべての農地を農事組合法人畠ヶ平農業生産組合に集積・集約した。

活用前



活用後



農地中間管理事業の取組事例

【養父市 能座地区】

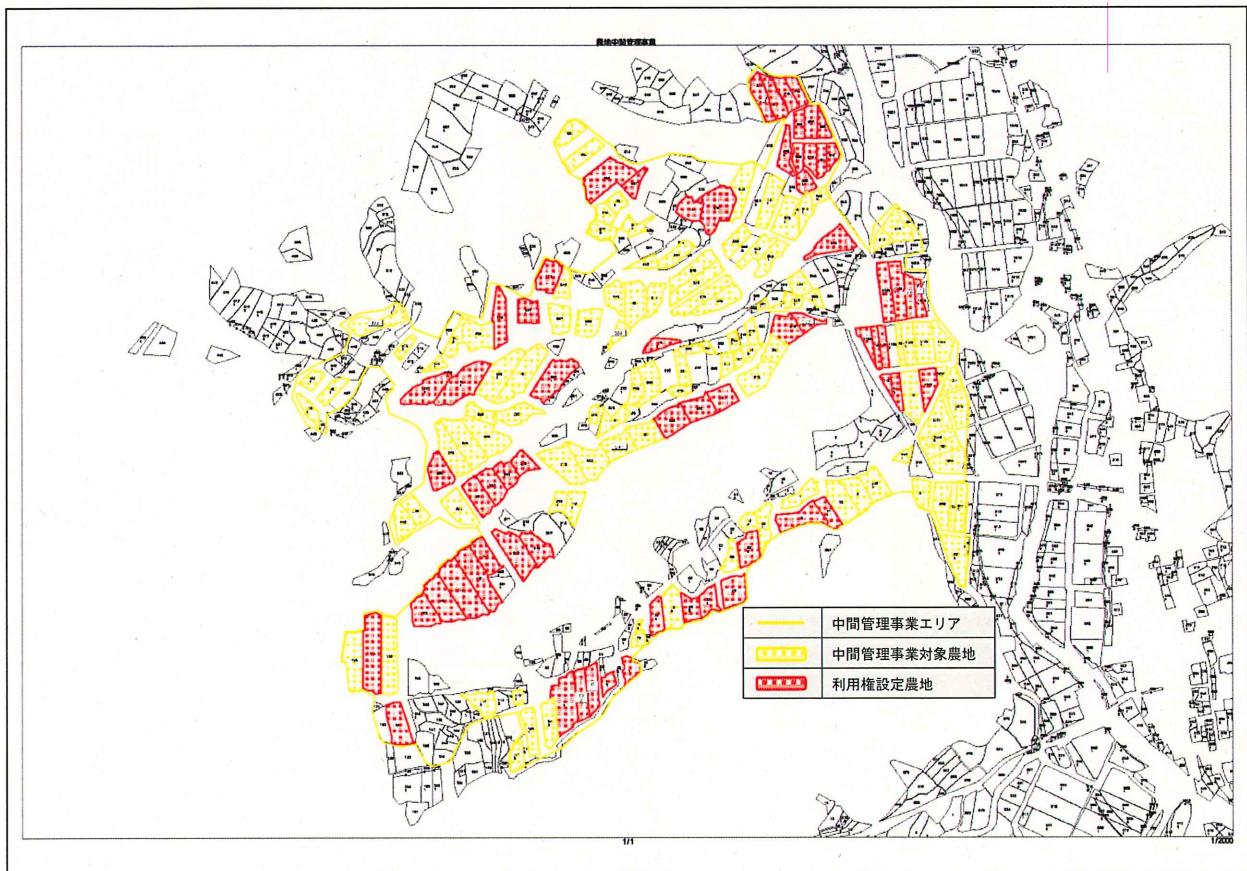
朝来農地管理事務所

地区の概要	<p>養父市の南西部に位置し、能座、小畠の2つの谷に集落が分布する地区。平成6年に圃場整備により区画拡大が図れたが急傾斜地域のため法面の管理が課題である。高齢化率は48.3%と非常に高く、地区の高齢化と人口減少と共に、草刈りなどの労力不足から休耕田も休耕田となるところが増えている。</p> <p>なお、以前から人里の景観を守るために、「地域の農地をみんなで守る」という意識が高い地区である。</p> <p><農地面積>16.6ha <農家戸数>33戸</p>
きっかけ	<p>【養父市国家戦略特区の取組がきっかけ】</p> <p>国家戦略特区の特定事業者「山陽 Amnak(株)」から、休耕田を活用した酒米の栽培についての申し出を受け、地区では耕作放棄地の解消や地域の活性化等のために受け入れを決定した。</p> <p>受け入れに当たり「人・農地プランを策定」して地区の将来像を明らかにしながら、同時に農地中間管理事業を推進し農地の集積・集約を実施した。更に国家戦略特区の規制緩和を活用し、山陽 Amnak(株)と地元農業者の連携による特例農業生産法人(株)Amnak が設立され、地域の新たな担い手が生まれた。</p> <p><人・農地プラン>新規：平成27年12月</p>
貸付先	農地所有適格法人 株式会社 Amnak (設立：平成27年10月)
経営面積	農地所有適格法人 株式会社 Amnak 0ha→7.18ha
貸付面積	7.03ha (平成27年12月)
工夫・ノウハウ	<p>【休耕田の復活と地域の熱意】</p> <p>(1) 地域の農地をみんなで守るために、新規企業を快く受け入れ、強力な協力体制を作った。</p> <p>(2) 人・農地プランの作成にあたり、地区の役員を中心何度も話し合いを設け、集積可能農地を確認し合った。</p> <p>(3) 米作りが円滑にできるように、休耕田の石拾い作業や鳥獣防護柵の設置作業を地区と企業が協力して行った。</p> <p>(4) 中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいたため、日当や材料費の支出が出来た。</p>
成果	<p>(1) 担い手への農地集積率が42%と高く、今後もさらなる集積が図られると予測される。</p> <p>(2) 地区内に稲穂が蘇ったことにより、集落が蘇りつつある。</p> <p>(3) メディア露出が増え、能座地区の知名度上がった。</p>

(図面)

能座地区の人・農地プランの唯一の中心経営体に位置づけられている株式会社 A m
n a k に農地を集積・集約（赤く塗られた農地が集積・集約した農地）

活用後



農地中間管理事業の取組事例

【篠山市 口阪本地区】

丹波農地管理事務所

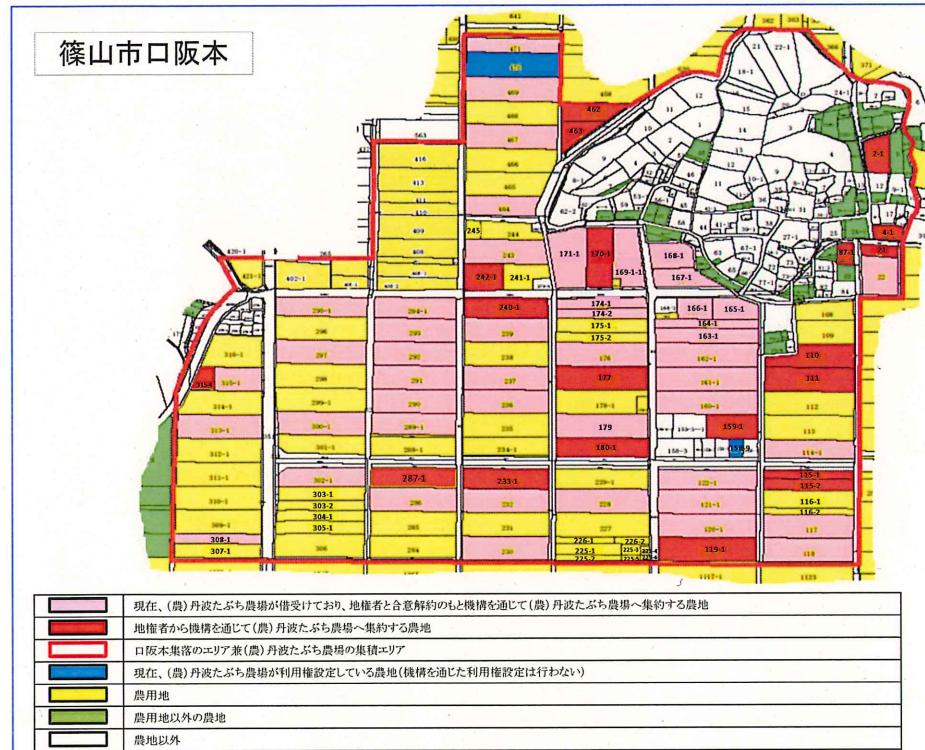
地区の概要	<p>口阪本地区は篠山市の旧西紀町の南側に位置し、近くには舞鶴若狭自動車道の丹南篠山口ICやJR篠山口駅がある。</p> <p>篠山市では旧町エリアを中心とする広域の人・農地プランを大規模農家間の話し合いを経て作成し、エリア内の大規模農家が、地元に担い手がない地区の受け皿になるなどの成果を上げている。一方で、個別集落でも地元と担い手の話し合いのもと、プラン作成が進められている。</p> <p>口阪本地区には、規模拡大を目指そうとする農業者2名と大規模農家の(農)丹波たぶち農場があり、「集落の農地は集落で守る」との考えのもと、耕作されなくなった農地を借り受けて水稻、黒大豆を中心に耕作していた。</p> <p>〈農地面積〉 28ha 〈農家戸数〉 23戸</p>
きっかけ	<p>【地元の農地は地元で守る】</p> <p>(農)丹波たぶち農場は、農地中間管理事業の活用による農地集積と地域活性化を早くから考え、地元である地区に働きかけ、話し合いが始まった。地域と担い手は幾度となく話し合いをもち、(農)丹波たぶち農場や規模拡大を目指そうとする農業者2名を中心的担い手として農地を集約する形で集落プランの作成を行った。</p> <p>〈人・農地プラン〉 新規：平成27年11月</p>
貸付先	(農)丹波たぶち農場 (平成14年2月法人設立)
経営面積	(農)丹波たぶち農場 所有地2ha、借入地48ha、作業受託40ha
貸付面積	14.97ha (平成27年11月) 0.25ha (平成27年12月) 計15.22ha
工夫・ノウハウ	<p>【地元と協力した農地の集積・集約】</p> <p>徹底した地域での話し合いにより、地区の総意により地元の大規模農家である(農)丹波たぶち農場と規模拡大を目指そうとする農業者2名を人・農地プランの中心経営体に位置づけた。 地元で草刈りや水管管理がしやすい農地を集積・集約することで、担い手は規模拡大と経営の安定がはかられ、地元には機構協力金を受けられるメリットを最大限に生かした。</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ① 人・農地プランで(農)丹波たぶち農場が、中心となる経営体であることを明確化できた。 ② 地元の担い手であるので、地元農家は安心して貸出できた。 ③ (農)丹波たぶち農場は、地元の農地を集積することで、移動時間の短縮が経営の効率化が進んだ。

(図面)

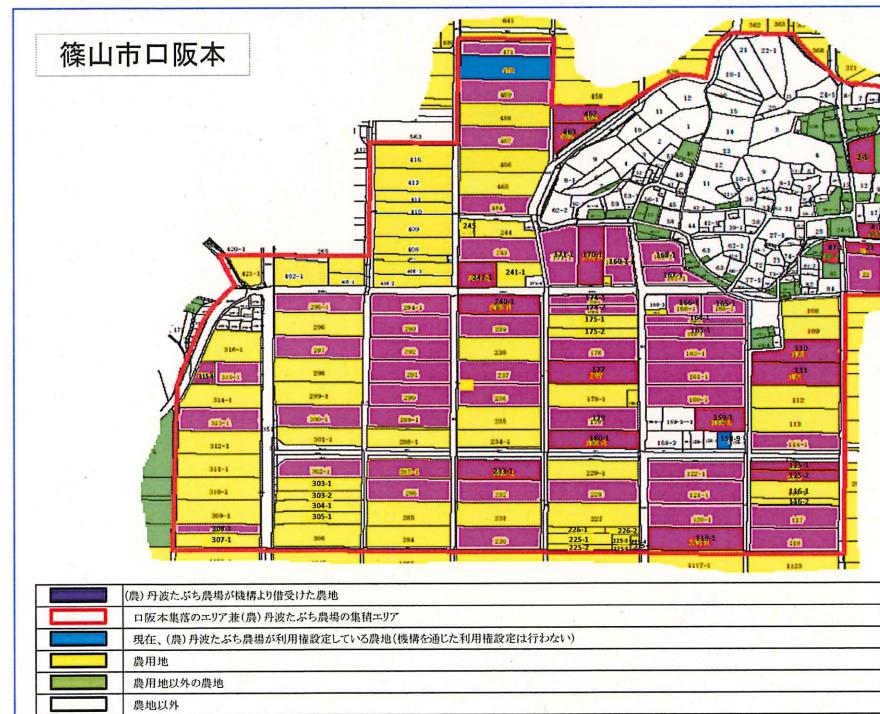
農事組合法人丹波たぶち農場が、既存の借受地（ピンク色）を合意解約し、改めて農地中間管理事業を通じて借受を行う。

併せて、新たな農地も農地中間管理事業を通じて、集積・集約を行う。

活用前



活用後



農地中間管理事業の取組事例

【淡路市　野島常磐地区】

洲本農地管理事務所

地区の概要	北淡路の農業は、農地の大部分が山間部の谷地田や棚田で古くから小規模で生産性の低い農業が行われてきた。そのような中、山林林野を開墾して、畑地を造成し、隣接・介在する谷地田の区画整理を併せて行い、ダム、用水路を建設、さらに道路網の整備により農業経営規模の拡大、生産性の向上による農業経営の安定に資することを目的に国営北淡路地区農地開発事業が実施された。 しかしながら、社会情勢の変化や農業者の高齢化、担い手不足により、現在は開拓地の約40%が耕作放棄地となっている。 <農地面積> 45ha <農家戸数> 52戸
きっかけ	【島内参入企業の積極的な受入】 100haを超える広大な耕作放棄地を解消するために、国・県・市ほか多くの関係機関が連携し、平成24年10月に北淡路地区営農促進対策会議を設立。土地利用状況、地権者の意向調査等を実施した結果、多くの地権者が農地の全部または一部を賃貸、売却を希望していることが判明。これらのことから、資本力があり、実績のある島内の農業参入企業の受入れを積極的に行っている。その中で、デュラム小麦の栽培を希望する島内企業である有限会社芝床重機にマッチングを行った。
貸付先	有限会社 芝床重機 平成10年11月法人設立 平成22年10月農業部門に参入 平成23年認定農業者
経営面積	所有地 4.0ha 借受地 4.0ha 農作業受託 5.0ha
貸付面積	1.09ha (H26.9-0.74ha, H27.9-0.35ha)
工夫・ノウハウ	【島内企業との農商工連携の取組】 (有)芝床重機は、地域の耕作放棄地を積極的に活用し、水稻、玉ねぎ栽培を中心に加工用トマトも栽培。今回、新規作物としてデュラム小麦の栽培に取組み、業務用パスタの販売を行う島内企業の淡路麺業(株)と農商工等連携事業を活用し、生パスタ、「淡路島産の小麦粉」用の小麦を生産する。
成果	平成20年以降、北淡路地区において、10社を超える企業が参入し玉ねぎ、青ねぎ、ブロッコリー等の野菜、オリーブ等の農業経営を行っており、新規担い手として農業参入を予定している新たな企業も数社が名乗りを上げている。 淡路島内の企業が連携し、農商工等連携事業から農地中間管理事業としてマッチングを図ることができ、好結果につながったことを受け、今後農業参入を予定している企業にも広く紹介、PRし、耕作放棄地の解消につながる足がかりとして取組みを強化する。

(四面)

活用後

耕作放棄地を活用し、農地の集積・集約を行った。

